皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十七日アラブ首長国連邦の国祭日につき、同月十八日同国国王陛下に御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十二月十八日カタール国の国祭日につき、同月十八日同国首長殿下に御祝電を発せられた。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年12月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年12月20日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

1．制定された日本工業規格

コンクリート生産工程管理用試験方法―スラッジ水の濃度試験方法	A1806
電気用二軸配向ポリエチレンナフタレートフィルム	C2322
耐火性試験―電気・電子―第1―10部：電気・電子製品の火災危険性評価のための指針―一般指針	C60695―1―10
プリント配線板実装―第6部：BGA及びLGAのはんだ接合部のボイド評価基準及び測定方法	C61191―6
静電気―第4－7部：特定応用のための標準的試験方法―イオナイザ	C61340―4－7
表面実装技術―はんだ接合部耐久性試験方法―第1－3部：繰返し落下試験方法	C62137―1－3
表面実装技術―はんだ接合部耐久性試験方法―第1－4部：繰返し曲げ試験方法	C62137―1－4
表面実装技術―はんだ接合部耐久性試験方法―第1－5部：せん断疲労試験方法	C62137―1－5
ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性	C7550
照明器具―第5部：配光測定方法	C8105―5
一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超）―性能要求事項	C8157
原料ゴム―示差走査熱量測定（DSC）によるガラス転移温度の求め方	K6240
プラスチック―屋外暴露試験方法―第1部：通則	K7219―1
プラスチック―屋外暴露試験方法―第2部：直接暴露試験及び窓ガラス越し暴露試験	K7219―2
プラスチック―塩化ビニルホモポリマー及びコポリマー―残留塩化ビニルモノマーの求め方―第1部：ガスクロマトグラフ法	K7380―1
プラスチック―塩化ビニルホモポリマー及びコポリマー―残留塩化ビニルモノマーの求め方―第2部：乾燥粉末・ガスクロマトグラフ法	K7380―2
ファインセラミックス薄膜の熱拡散率の測定方法―パルス光加熱サーモリフレクタンス法	R1689
ファインセラミックス薄膜と金属薄膜との界面熱抵抗の測定方法	R1690
ファインセラミックスのボールオンディスク法による潤滑下の摩耗試験方法	R1691

2．改正された日本工業規格

レディーミクストコンクリート	A5308
コンクリート用化学混和剤	A6204
乾燥固体電気絶縁材料―高電圧小電流耐アーク性試験方法	C2135
環境試験方法―電気・電子―第2―30部：温湿度サイクル（12＋12時間サイクル）試験方法（試験記号：Db）	C60068―2―30
環境試験方法―電気・電子―第2―64部：広帯域ランダム振動試験方法及び指針（試験記号：Fh）	C60068―2―64
高圧ナトリウムランプ―性能仕様	C7621
メタルハライドランプ―性能仕様	C7623
蛍光ランプ封入水銀質量の測定方法	C7803
照明器具―第3部：性能要求事項通則	C8105―3
布層コンベヤゴムベルト	K6322
プラスチック―ポリカーボネート（PC）成形用材料及び押出用材料―第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎	K6719―1
プラスチック―ポリカーボネート（PC）成形用材料及び押出用材料―第2部：試験片の作製方法及び特性の求め方	K6719―2
ファインセラミックス関連用語	R1600

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年12月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年12月20日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

廃止された日本工業規格

工業用端子台	C2811
電磁カウンタ	C4555
精製アルミニウム地金	H2111
プラスチック―直接屋外暴露，アンダーグラス屋外暴露及び太陽集光促進屋外暴露試験方法	K7219
プラスチック―塩化ビニルホモポリマー及びコポリマー―残留塩化ビニルモノマーの求め方―ガスクロマトグラフ法	K7380

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、島根労働局の関係労働者を代表する者堀内幹夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年12月20日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、島根労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成24年１月13日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　島根労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月20日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間768円」を「１時間770円」に改める。